

選挙第7号

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の本市選出議員1人を選挙するものとする。

平成27年8月10日提出

向日市議会議長

〈参 考〉

◎京都府後期高齢者医療広域連合規約（抜粋）

（広域連合議員の選挙の方法）

第8条 広域連合議員は、関係市町村の議会において、当該関係市町村の議会の議員のうちから選挙する。

2 前項の規定により選挙する広域連合議員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

（1） 京都市 4人

（2） 宇治市 2人

（3） 前2号に掲げる市以外の市町村 1人

3 第1項の選挙については、地方自治法第118条第1項から第4項までの例による。